

「移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証  
に関する指針」の改定案に対する意見及びその考え方

意見募集期間：令和6年9月13日（金）～同年10月15日（火）（案件番号：145210358）

意見提出者一覧

意見提出者 6件（法人：4件、個人：2件）

※提出意見数は、意見提出者数としています。  
※意見については要約を付しています。

（提出順、敬称略）

受付.	意見提出者
1	個人A
2	個人B
3	KDDI株式会社
4	ソフトバンク株式会社
5	一般社団法人テレコムサービス協会
6	株式会社オプテージ

■ 「移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針」の改定案

意見	考え方	修正の有無
全般		
意見1 ● 妥当と思われる。	考え方1	
○ 妥当かと思われます。  【個人A】	○ 賛同の御意見として承ります。	無
意見2 ● 本改定案において、ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス（共用型）、モバイルルーターサービス及びケーブルテレビサービスと移動通信サービスとのセット割引及び特定決済方法割引を考慮する旨が示されたことに賛同。	考え方2	
○ 移動通信市場の健全な発展には、MNOとMVNOの公正な競争環境の下、競争を通じて料金の低廉化やサービスの多様化が実現されることが必要不可欠と認識しております。 ○ この点、本改定案において、ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス（共用型）・モバイルルーターサービス及びケーブルテレビサービスと移動通信サービスのセット割引並びに特定決済方法割引を考慮いただく旨が示されたことは、移動通信市場の公正な競争環境の確保に繋がると考えますので、賛同いたします。  【株式会社オプテージ】	○ 賛同の御意見として承ります。	無
3. 検証の実施方法 （2）検証対象		
意見3 ● 本改定案において、検証対象サービス等選定時及び検証時に、ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス（共用型）等とのセット割引や特定決済方法割引を考慮する旨が示されたことは、より実態に即した利用者料金での検証につながると考えることから、本改定案の考え方に賛同。	考え方3	
○ 移動通信市場の健全な発展のためには、MNOとMVNO間の公正な競争を活性化させることが重要であり、そのためには引き続き、MVNOが適正な接続料によってMNOと品質面・価格面等において同等のサービスを提供できることが重要であると考えます。 ○ 現状、モバイル市場においては、MNOサブブランドの料金値下げや廉価プランの登場等によりMNOとMVNOの料金水準が近接し、料金面と品質面のバランス等で	○ 賛同の御意見として承ります。	無

<p>優位なMNOサブブランド・廉価プランへの流出が増加する等、競争環境に影響が生じている状況であり、至近においても一部のMNO廉価プランにおいて、実質的な値下げが実施される等、MVNOを取り巻く競争環境は更に厳しい状況になりつつあると認識しております。</p> <p>○ この点、特にMNOサブブランドを中心に、ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス（共用型）等とのセット割引や特定決済方法割引による価格訴求を継続的に実施している点を踏まえると、本改定案において、検証対象サービス等選定時及び検証時にそれらの割引を考慮する旨が示されたことは、より実態に即した利用者料金での検証につながると考えることから、本改定案の考え方に賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】</p>		
<p>意見 4</p> <p>● 今後、モバイルスタックテストにおいて、「セット割引適用サービス」の対象を見直す場合、モバイル市場の競争へ与える影響や規制コスト等を踏まえ、慎重な議論・検討が必要と考える。</p>	<p>考え方 4</p>	
<p>○ 本指針の改定案において、検証対象サービス等の選定時及び検証の実施時において、FTTHアクセスサービスとのセット割引に加え、新たにワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス（共用型）、モバイルルーターサービス及びケーブルテレビサービスとのセット割引並びに特定決済方法割引が利用者料金に考慮されることとなりました。</p> <p>○ 様々な割引サービスが存在する中、今後、モバイルスタックテストにおいて、「セット割引適用サービス」の対象を見直す場合、モバイル市場の競争へ与える影響やかかる規制コスト等を踏まえ、慎重な議論・検討が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ 今般の指針の改定は、接続料の算定等に関する研究会第八次報告書において、ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスとのセット割引について、FTTHアクセスサービスとのセット割引と同様に、モバイルスタックテストにおいて考慮することが適当、モバイルルーターサービスとのセット割引やケーブルテレビサービスとのセット割引について、指針の見直しの検討に当たり総務省において慎重に検討することが適当とされたことを踏まえて行うものです。</p> <p>MVNOはMNOの割引後の利用者料金と競争しており、検証に当たってその割引を考慮しない場合には検証の有効性が担保できないことから、利用者料金に関する割引については、割引を加重平均して一人当たりの割引相当額を算出し、それを料金プランの料金額から控除した額を利用者料金とすることが原則であ</p>	<p>無</p>

	り、FTTHアクセスサービスと同様の方法で考慮することが可能なセット割引については、同様の案分方法を適用し、考慮することが適当と考えます。	
<p>意見5</p> <p>● 料金近接性の確認において、第二種指定電気通信設備を設置する事業者（以下、「二種指定事業者」という。）のサービス等の料金に割引を考慮する場合は、MVNOのサービス等の料金においても同様の割引を考慮するなど、可能な限り二種指定事業者とMVNOの割引条件をそろえて比較すべき。FTTHアクセスサービスとのセット割はモバイルプランとセットであるからこそ発生する割引であることを踏まえれば、割引額の前資までも全額固定側から支出されているわけではなく、実態としては、二種指定事業者同様、モバイル・固定双方から支出されていると考えられることから、両者の比較条件の同等性を図ることが、より公正な料金近接判断に寄与するものとする。</p>	考え方5	
<p>○ 料金近接性の確認において、第二種指定電気通信設備を設置する事業者（以下、「二種指定事業者」）のサービス等の料金に割引を考慮する場合は、MVNOにおいても同様の割引を考慮するなど、可能な限り二種指定事業者とMVNOの割引条件を揃えて比較すべきと考えます。</p> <p>○ 昨年度検証におけるFTTHアクセスサービスとのセット割引の扱いに関し、二種指定事業者はモバイルサービスからの割引を考慮した一方、MVNOはモバイルサービスからの割引を考慮しない形で料金近接性を確認しており、両者の比較条件の同等性が確保されていない状況となっています。</p> <p>○ この点、接続料の算定等に関する研究会第八次報告書案に対する意見募集において、「FTTHアクセスサービスとのセット割引については、MVNOの会計上、当該セット割引の前資がモバイル・固定双方から支出されているのであれば、二種指定事業者と同様に割引を考慮して料金近接の判断を実施すべき」旨当社から意見し、総務省殿から「MVNOから、FTTHアクセスサービスとのセット割引に係る割引額は、全額FTTHアクセスサービスの料金の割引である旨の説明があったことから、MVNOのサービス等の料金からはFTTHアクセスサービスとのセット割引額は全額控除せずに料金近接性の確認を行っており、この考え方について一定の合理性がある」との考え方が示されました。</p> <p>○ しかしながら、FTTHアクセスサービスとのセット割はモバイルプランとセットであるからこそ発生する割引であることを踏まえれば、割引額の前資までも</p>	<p>○ 「接続料の算定等に関する研究会 第八次報告書(案)」に対する意見募集において同研究会が示した考え方72のとおり、現行の指針においても、MNOが提供しているサービス等にFTTHアクセスサービスとのセット割引が存在し、MVNOが提供しているサービス等にもFTTHアクセスサービスとのセット割引が存在する場合には、MVNOのサービス等についてもセット割引を考慮した料金で比較することとしています。</p> <p>ただし、先般の検証においては、MVNOから、FTTHアクセスサービスとのセット割引に係る割引額は、全額FTTHアクセスサービスの料金の割引である旨の説明があったことから、MVNOのサービス等の料金からはFTTHアクセスサービスとのセット割引額は全額控除せずに料金近接性の確認を行ったものです。</p> <p>○ MNOが提供しているサービス等にセット割引適用サービスとのセット割引が存在し、MVNOが提供している競合サービス等にも同</p>	無

<p>全額固定側から支出されているわけではなく、実態としては、二種指定事業者同様、モバイル・固定双方から支出されていると考えます。</p> <p>○ したがって、FTTHアクセスサービスとのセット割引について、MVNOもセット割引を実施している場合は、二種指定事業者と同様に割引を考慮し、両者の比較条件の同等性を図ることが、より公正な料金近接判断に寄与するものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>様のセット割引が存在する場合で、MVNOにおけるセット割引に係る割引額の全部又は一部が競合サービス等の料金の割引であることが確認される場合には、当該割引額の全部又は一部について競合サービス等の料金から控除する等の形で比較することが適当と考えます。</p>	
<p>意見6</p> <p>● シェアの大きい指定事業者による通信料金割引の実施は、モバイル市場の競争環境に大きく影響を及ぼすことも懸念されるため、価格圧搾等の確認を目的とした従来のモバイルスタックテストによる検証に加え、MNOとMVNOの競争状況の確認（至近の新規獲得における提供料金等の適正性の検証等）を競争ルールの検証に関するWGと共同で実施するなど、公正な競争環境の更なる確保に向けた取組みについて、検討することを要望。</p>	<p>考え方6</p>	
<p>○ 先般公表された「競争ルールの検証に関する報告書 2024」では、通信料金割引規制に関する考え方として「今般の見直しにより認めることとなる通信料金割引については、シェアが大きい指定事業者も対象になることを踏まえれば、MNOとMVNO間のイコールフットイングを確保する観点から、MNOの設定する料金が価格圧搾による不当な競争を引き起こすものでないことを確認するために実施している、移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証（モバイルスタックテスト）においても考慮される」と示されております。</p> <p>○ この点、シェアの大きい指定事業者による通信料金割引の実施は、モバイル市場の競争環境に大きく影響を及ぼすことも懸念されるため、価格圧搾等の確認を目的とした従来のモバイルスタックテストによる検証に加え、MNOとMVNOの競争状況の確認（至近の新規獲得における提供料金等の適正性の検証等）を競争ルールの検証に関するWGと共同で実施いただく等、公正な競争環境のさらなる確保に向けた取組みについて、ご検討いただくよう要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】</p>	<p>○ 従来のモバイルスタックテストによる検証に加え、MNOとMVNOの競争状況の確認等の公平な競争環境のさらなる確保に向けた取組みについて検討を要望するとの御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見7</p> <p>● 昨年度届出のあったデータ接続料について、一部の事業者においては2026年度には上昇に転じる見込みであり、上昇後のデータ接続料を用いた場合と現時点のデータ接続料を用いた場合とでは、検証結果が異なる可能性があると考え。仮に、上昇後のデータ接続料にて同等の価格でMVNOが競合サービスを</p>	<p>考え方7</p>	

<p>提供できない状況が想定される場合、将来、MVNOが市場から淘汰され、移動系通信市場が再びMNOグループの協調的寡占となり、その結果、料金の高止まりやサービスの横並び等、利用者利便を大きく損ねる可能性があると思定。</p> <p>● このため、データ接続料の上昇等、MVNOの競争力に一定の影響を及ぼすことが想定される場合は、従来のスタックテストに加え、諸元となる接続料を上昇後の接続料に置き換えるなどの簡易な検証を実施するなど、MNOとMVNO間のイコールフットイングの更なる確保に向けた事前措置について検討を要望。</p>		
<p>○ 昨年度届出のあったデータ接続料について、一部の事業者においては2026年度には上昇に転じる見込みであり、上昇後のデータ接続料を用いた場合と、現時点のデータ接続料を用いた場合とでは、検証結果が異なる可能性があると考えております。</p> <p>○ この点、仮に、上昇後のデータ接続料にて同等の価格でMVNOが競合サービスを提供できない状況が想定される場合、将来、MVNOが市場から淘汰され、移動系通信市場が再びMNOグループの協調的寡占となり、その結果、料金の高止まりやサービスの横並びなど、利用者利便を大きく損ねる可能性があると思定しております。</p> <p>○ このため、将来、データ接続料の上昇等、MVNOの競争力に一定の影響を及ぼすことが想定される場合については、従来のスタックテストに加え、諸元となる接続料を上昇後の接続料に置き換える等の簡易な検証を実施いただく等、MNOとMVNO間のイコールフットイングのさらなる確保に向けた事前措置についてご検討をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>○ データ接続料の上昇等が想定される場合に、従来のスタックテストに加え将来の接続料を用いた簡易な検証を行う等のMNOとMVNO間のイコールフットイングのさらなる確保に向けた事前措置について検討を要望するとの御意見については、参考として承ります。</p>	無
<p>3. 検証の実施方法 (3) 検証方法</p>		
<p>意見8</p> <p>● 特定決済方法割引の考慮に当たっては、二種指定事業者の会計処理に合わせて割引を考慮するものと理解。</p>	<p>考え方8</p>	
<p>○ 利用者料金に関する割引について、特定決済方法割引の考慮にあたっては、二種指定事業者の会計処理に合わせて割引を考慮するものと理解しています。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 接続料の算定等に関する研究会第八次報告書において、「割引の原資や会計上の処理に応じて、割引額のうちモバイルサービスに係る割引額を考慮することが適当」とされているとおり、特定決済方法割引の原資や会計上の処理に</p>	無

	<p>応じて、特定決済方法割引に係る割引額のうちモバイルサービスに係る割引額を考慮することが適当と考えます。</p>	
<p>意見9</p> <p>● 検証対象サービス等を提供する指定事業者以外の電気通信事業者（以下、「他事業者」という）が提供するサービスとのセット割引の考慮に当たっては、検証対象サービスの利用者料金からセット割引額の全額を控除することとなっているが、他事業者が提供するサービスとのセット割引においても、実際の会計処理方法に応じて当該割引原資額を考慮すべきと考える。</p>	<p>考え方9</p>	
<p>○ 本指針の改定案において、検証対象サービス等を提供する指定事業者以外の電気通信事業者（以下、「他事業者」という）が提供するサービスとのセット割引については、検証対象サービスの利用者料金からセット割引額の全額が控除される算出方法が適用されています。モバイルスタックテストにおいて、指定事業者が提供するセット割引適用サービスとのセット割引額の按分方法はMNOにおける実際の会計処理を踏まえて決定されたことを踏まえると、他事業者が提供するサービスとのセット割引においても、実際の会計処理方法に応じて当該割引原資額を考慮すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ 現行の指針においても、「検証対象サービス等を提供する指定事業者以外の電気通信事業者が提供するF T T Hアクセスサービスとのセット割引においては、現に検証対象サービス等の料金に対して適用される割引額」を検証対象サービス等に係る割引額とすることとしています。</p> <p>これは、指定事業者が提供する検証対象サービス等と当該指定事業者以外の電気通信事業者（以下「他事業者」という。）が提供するセット割引適用サービスとのセット割引において、指定事業者が当該セット割引に係る割引額の全額を自ら検証対象サービスの利用者料金から割り引いている場合には、他事業者から受領する販売奨励金等の有無、多寡等に関わらず、スタックテストにおいて、割引額の全額を考慮することとしているものです。</p> <p>なお、同様のセット割引において、当該指定事業者と他事業者の双方がそれぞれ自らのサービスの利用者料金から割り引いている場合には、指定事業者は自らが検証対象サービス等の利用者料金から割り引く割引額についてのみ考慮することが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見10</p>	<p>考え方10</p>	

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「競争ルールの検証に関する報告書2024」において、端末購入を条件としない、新規契約を条件とする通信料金割引を認めることが適当であること及びこの通信料金割引はモバイルスタックテストにおいても考慮されるとの見解が示されたと認識。この点、通信料金割引は新規獲得に大きな影響を与えるものであり、モバイルスタックテストにおける利用者料金からの控除については、新規獲得費用を新規加入者数で按分するなど、至近の競争状況を反映することが重要であると考え。一方で、モバイルスタックテストにおいて、検証対象を一部に限定することが難しい場合は、新規獲得に着目した検証を競争状況の確認の観点から実施するよう検討を要望。</li> <li>● また、通信料金割引の適用対象となったプランが過去に検証済みであることを理由に検証対象から排除されないことを要望。</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「競争ルールの検証に関する報告書2024」において、端末購入を条件としない、新規契約を条件とする通信料金割引を認めることが適当であることと、この通信料金割引はモバイルスタックテストにおいても考慮されるとの見解が示されたと認識しております。</li> <li>○ この点、通信料金割引は新規獲得に大きな影響を与えるものであり、モバイルスタックテストにおける利用者料金からの控除については、新規獲得費用を新規加入者数で按分する等、至近の競争状況を反映することが重要だと考えます。</li> <li>○ 一方で、モバイルスタックテストにおいて、上記のように検証対象を一部に限定することが難しい場合は、新規獲得に着目した検証を競争状況の確認の観点から実施いただくよう、ご検討をお願いいたします。</li> <li>○ また、通信料金割引を反映した検証を実施する場合には、通信料金割引の適用対象となったプランが過去に検証済みであることを理由に検証対象から排除されないことを要望いたします。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「接続料の算定等に関する研究会 第八次報告書(案)」に対する意見募集において同研究会が示した考え方83のとおり、モバイルスタックテストにおいては、通信料金割引は、新規獲得費用ではなく、利用者料金の額から控除されることになると考えます。</li> <li>○ 新規獲得に着目した検証を競争状況の確認の観点から実施することを要望するとの御意見については、参考として承ります。</li> <li>○ 過去に検証対象となったサービス等については、接続料の算定等に関する研究会第八次報告書において、「利用者料金の低廉化や接続料等の上昇等、今回の検証からの状況変化がみられない限りにおいては、再度の検証を行わないことが適当」とされているとおり、利用者料金の低廉化等の状況変化が見られる場合には、再度の検証を行うことは妨げられないと考えます。</li> </ul>	無
5. その他		
意見11 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 移動通信分野において、販売される端末のSIMロック無しは増えたが、周波数ロックが5Gsub6周波数(3.7GHz~)で露骨にかけられている。周波数</li> </ul>	考え方11	

<p>ロックが無いことで利用できる周波数帯が多いことはパケ詰まりの抑止だけでなく、パケ詰まりを解消するために過剰に都心部に基地局を高頻度に設置するコスト（設備費・工事事業者の人的費）の抑制になる。</p>		
<p>○ 移動通信分野で5G普及の為に販売奨励金の増額が決定されたが、販売される端末のSIMロック無しは増えたが、周波数ロックが5Gsub6周波数（3.7GHz～）で露骨にかけられている。</p> <p>現在、ほぼ全ての通信事業者でパケ詰まりと呼ばれる通信障害に近い主にデータ通信が不安定な状況が発生している。</p> <p>○ これは周波数ロックにより表向きSIMロックは解除したが、使える周波数が旧世代の3G（NTTドコモ）4G（700～900MHz、1.5GHz、1.7GHz、2GHzのMNO4社）しか使えず、4G+（2.5GHz au/SoftBank）ですら使えない為、通信が周波数利用効率が悪くQoS（通信の優先順位を付けて輻輳を防ぐ技術）の限界を超えるトラフィックが発生する事がパケ詰まりが発生する元凶である。</p> <p>○ また、近年のiPhone及び中華製端末の国内専用販売品はほぼ周波数ロックがかかっておらずNTTドコモのSub6n79に対応する端末は少ないがau/SoftBank/楽天のn77/n78に対応している端末は新品・中古関わらず潤沢に供給され国内メーカーの周波数ロックが掛かった端末は近年激増するトラフィックに対して不十分であると言わざるを得ない。</p> <p>なにより同じ新品で周波数ロック無しの国内メーカーが携帯電話ショップでの割賦価格より異常に高い割にSIMフリー及び周波数ロックの無いXiaomiの方が3分の2の価格で購入できる時点で勝負にならないのは目に見えている。</p> <p>○ これ等がFCNT（旧富士通のスマートフォン）を筆頭に複数の国内系携帯端末メーカー市場撤退を招き国内エレクトロニクス産業に確実にダメージを与えた失策であると言える。</p> <p>○ 携帯会社を変える度に端末買い換えをしていたら環境保護とは真逆であるし、周波数ロックが無いことで利用できる周波数帯が多い事はパケ詰まりの抑止だけでなく、パケ詰まりを解消する為に過剰に都心部に基地局を高頻度に設置するコスト（設備費・工事事業者の人的費）の抑制になる。</p> <p style="text-align: right;">【個人B】</p>	<p>○ 本改定案の内容と直接関係のない御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

以上